

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 下水道課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(1) 浄化センター内の未着工用地について（結果）</p> <p>平成18年度当時の状況と比べ、未着工用地の利用状況に改善は見られない。各浄化センターは、当初建設時の計画処理水量に見合う処理場用地を確保しているが、流入水量の減少などにより、直近の計画処理水量は当時と比べ大幅に減少しているため、現状の処理場用地は明らかに過大となっている。資産の有効利用の観点から、活用に向けた具体的な検討を進められたい。</p>	<p>未着工用地については、今後訪れる施設の増設・改築に利用する用地として必要なものと考え、当面利用しない用地の有効利用を図る観点から、暫定的な利用として公園利用等を行っています。</p> <p>湖南中部浄化センターにおいては、ゲートボール場として暫定利用していた用地は、平成26年11月に施設撤去等を行い、新たな水処理施設の増設について平成27年3月16日に契約締結し工事を進めております。</p> <p>また、県が進める再生可能エネルギーの推進と地域経済の活性化を目的として、未着工用地（約10ha）を活用してメガソーラー発電を実施することとし、平成26年7月18日、京セラ株式会社を中心とする連合体と協定を締結し、平成27年11月から発電が開始される予定であります。</p> <p>今後も、暫定的な施設利用の範囲で、有効利用を進めてまいります。</p>
	<p>(2) 早期のストックマネジメント導入について（結果）</p> <p>膨大な施設・整備類を保有する下水道事業を計画的かつ効果的に実施していくためには、ストックマネジメントの導入は欠かせないものであり、導入スケジュールを定め、早急に進めていく必要がある。また、ストックマネジメントに基づいた秩序ある資本費平準化債の発行に努めるべきである。</p>	<p>下水道事業においても、ストックマネジメントの重要性に鑑み、平成18～19年度に湖南中部処理区において施設の調査を実施し、平成21年には重要な施設のデータベースを基に、4処理区を対象とした中長期再構築計画を記載したストックマネジメントガイドラインを取りまとめておりますが、細やかな設備や施設の修繕、改築、更新に関する情報が反映されていないため、より緻密な最新のデータとなるよう、平成27年度より調査を進め、事業の計画的な執行を目指してまいります。</p> <p>また、平準化債については、適正な発行に努めてまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(3) 再委託の承認手続漏れについて（結果）</p> <p>維持管理業務の契約は業務が多岐にわたり再委託も多いため、再委託の承諾状況を確認したところ、書面による再委託の承諾がなされていなかった。</p> <p>契約書には「再委託に際しては事前に甲（滋賀県）の書面による承諾を得て、本業務の一部を再委託することができる」とされている。</p> <p>担当者によれば、事前に書面で再委託予定の一覧は入手しており、再委託の状況については確認し口頭で承認はしているとのことである。</p> <p>業務の発注者として適切に全体を管理する必要があり、再委託の状況を把握し、適切な承認手続きを行うことは欠いてはならない事項である。今後留意されたい。</p>	<p>再委託の書面による承諾については、事務手続きの簡素化を図るため、一定の金額以下の軽微なものは手続きを省略することとしておりました。</p> <p>今回の事業も一定金額以下の軽微な再委託については、書面による承諾を省略しているものでしたが、それが契約書上、明確でなかったことから、平成26年度の契約から、この内容を契約書に記載することとしました。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
流域下水道事業特別会計について	<p>(4) 高島処理区の累積収支の改善について（意見）</p> <p>平成18年度の監査時と比べ、赤字は大幅に縮減されており、一定の経費削減努力が行われたことがうかがえる。しかしながら、最終年度で累積収支は均衡するはずであったことに鑑みれば、今後さらに踏み込んだ経費削減が求められることになる。また、一層の経費削減によっても累積収支の均衡が困難であるならば、負担金単価の引き上げを検討することが望まれる。</p>	<p>現在の第2期経営計画（平成25年度から平成29年度まで）中に、累積収支を均衡させることとしており、引き続き経費の削減、流入水量の増加による収入の増加を図るなど、経営改善に努めています。</p>
	<p>(5) 資本費の一般会計負担のバランスについて</p> <p>（意見）</p> <p>負担金単価の算定については県議会の議決を経ているため、県は、一定の説明責任を果たせている。また、関連市町と県民全体の負担のバランスの観点では、県下水道課が考える最終的なバランスを達成している湖南中部処理区の11.02%に向けて、他の処理区も段階的に移行しているところである。この点、湖西処理区及び東北部処理区については、計画どおりの進捗となっているが、高島処理区については、本来第2期から県負担割合が2/3となるはずが、29/30となっている。</p> <p>引き続き負担のバランスを考慮するとともに、高島処理区については計画どおりに段階移行できるように、関連市町と調整を図っていくことが望ましい。</p>	<p>高島処理区については、人口や処理規模など地域的要因から他処理区と比較して、負担金単価が高額であることを考慮し、資本費の一般会計（県）負担が高くなっている。負担金については、地域特性も含め、他処理区とのバランスを考慮しながら、段階的に移行できるように、関係市と協議、調整を進めているところであります、次期経営計画（平成30年度から（平成29年度策定予定））において改善できるように、さらに調整を図っていく。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(6) 公営企業会計の導入について（意見）</p> <p>前回の監査意見で述べられているとおり、地方公営企業法を適用することは、財政状態・経営成績の明確化につながると考えられる。</p> <p>公営企業会計の導入において大きな課題となっている資産評価については、前述のストックマネジメント導入に必要な情報の整備にも関係してくる。膨大な設備にかかる投資履歴について、金額面と内容面の両面からの整理を速やかに行っていくことが、公営企業会計の導入における資産評価及びストックマネジメントの推進に寄与するものと考えられる。公営企業会計について、その導入によるベネフィットを下水道課自らが的確に把握し、負担金を支出する関係市町及び県民の理解を十分に得られるよう努力されたい。</p> <p>(7) 汚泥焼却溶融処理維持管理業務等委託契約の委託料低減に向けた取組みについて（意見）</p> <p>委託業者の業務内容の詳細な把握、履行確認及びモニタリング等により、行政サービスの品質を維持しつつ効率性をあげることで、委託料の低減に取り組むことが重要である。</p> <p>近隣他府県の一部においては、製作業者とは別の業者が汚泥処理施設の維持管理業務を実施している例や複数年の包括委託形式による委託を実施している例もある。</p> <p>滋賀県においても、汚泥焼却溶融処理維持管理業務等の業務内容を詳細に把握・分析し、近隣他府県の状況も参考にしながら、委託料低減に向けた取組みが望まれる。</p>	<p>公営企業会計の導入に向けて、平成26年度には適用の形態や手続を検討するための基礎調査を行いました。</p> <p>総務省においても、平成27年度から平成31年度を公営企業会計の適用についての集中取組期間とし、支援策が講じられているところであります。</p> <p>今年度（平成27年度）から、適用に向けて各種調査等に取りかかるために、現在市町とも協議を重ねているところであり、早期に対応していきます。</p>
		<p>本県でも入札方式の見直しなどを行い、全ての処理区で汚泥焼却溶融処理維持管理業務の一般競争入札を実施しております。</p> <p>湖西処理区では、新たな燃料化事業の入札について、設計、建設と維持管理を含めた技術提案型総合評価方式の入札に取組み、コスト縮減を図りました。</p> <p>また、湖南中部処理区や東北部処理区においても、今までの1年契約から複数年での契約手法を採用しコスト縮減を図っています。</p> <p>今後も、業務の配置人員や稼働時間などの履行内容を精査し、他府県での実施状況を参考にしながら、業務内容や契約方法の見直しも含めて検討を行ってまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(8) 下水道料金の基礎となる維持管理費等の見積精度の向上について（意見）</p> <p>下水道料金（市町負担金）は経営計画期間内の流入汚水量と維持管理経費などを基に、排水量に応じた下水道使用料単価として算定される。湖南中部処理区、湖西処理区および東北部処理区では第1期から黒字となる状況が続いているが、最終的に使用者が負担する料金が適正水準より高くなっているともうらえられかねない。下水道料金（市町負担金）の算定に際しては、期間を通じて収支が均衡するよう、より一層、維持管理費等の見積精度の向上が望まれる。</p>	<p>湖南中部処理区、湖西処理区および東北部処理区では、第1期から収支剩余金が発生しておりましたが、これらの処理区では、供用開始から年月を経て流入水量が安定してきたことなどもあり、現計画期間では収支は概ね均衡する見通しです。</p> <p>湖西処理区および東北部処理区では、これまでの実績を踏まえ、計画期間（5ヶ年：平成27年度～31年度）を通じて収支が均衡することに配慮し、平成26年度に経営計画を策定しました。</p> <p>なお、湖南中部処理区では、平成27年度末をもって現計画期間が終了することから、平成27年度中に次期経営計画を策定する予定であり、計画期間（5ヶ年：平成28年度～32年度）を通じて収支が均衡するよう、適正な市町負担金の算定に努めてまいります</p>